総務財政委員会 令和4年9月15日·16日 総務部 資料1番 所 管 人 事 課

## 職員の高齢者部分休業に関する条例について

## 1 条例制定の理由

職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する。

## 2 制定概要

- (1)60歳に達した日の属する年度の翌年度4月1日以後の日から取得可能とするための規定を整備する。
- (2) 休業時間は、週の勤務時間の2分の1を超えない範囲で30分単位とし、 勤務しない時間に応じて給与を減額する。
- 3 施行日 令和5年4月1日
- 4 制定内容 別紙「議案」のとおり

第57号議案

職員の高齢者部分休業に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を 定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

- 第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の 2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
- 2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。
- 3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日が属する年度の翌年度の 4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができ る。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第3条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第4条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の 申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る 休業時間の延長を承認することができる。

(給与の減額)

第5条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第19号。以下「給与条例」という。)第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、管理職手当の月額及び給与条例第18条に規定する規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に給与条例第18条に規定する規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)にあっては、その額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)を減額して給与を支給する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、 規則で定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。